

「石川県困難な問題を抱える女性への支援及びDV被害者の保護等に関する基本計画」の概要 (令和6年3月策定)

計画策定の趣旨等

- 困難な問題を抱える女性やDV被害者（以下「支援対象者」という。への支援に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象者に対して必要な支援が確実に届くことを目指すために策定
- 位置付け：困難女性支援法、DV防止法に基づく都道府県基本計画
- 計画期間：令和6年度～令和10年度（5年間）

現状

- ・ 30歳未満の人々からの相談が少なく、問題を抱えていても、相談窓口にとり着けない人がいると考えられる。
- ・ 支援対象者の抱える問題が多様化・複合化・複雑化しており、それぞれの意思を尊重しながら、状況に応じて適切に支援していく必要がある。
- ・ 女性相談支援センターの認知度が低い。

課題

- 支援対象者が安心して相談できる環境の整備
- 支援対象者の個々の状況に応じた最適かつ切れ目のない支援
- 暴力を許さない社会の実現に向けた教育・啓発、相談窓口の周知
- 民間団体・関係機関等との連携強化

基本目標・具体的取組

基本目標 1

安心して相談できる体制づくり

- ・ 女性相談支援センターにおけるワンストップ支援
- ・ いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」における支援
- ・ 妊娠に関する専門相談支援
- ・ 相談員の育成
- ・ 気軽に立ち寄れる場の提供

基本目標 2

個々の状況に応じたきめ細かな支援

- ・ 心理的ケア（カウンセリング等）の実施
- ・ 法律相談等による支援
- ・ 一時保護の実施
- ・ 一時保護委託の積極的な活用
- ・ 女性自立支援施設での支援
- ・ 同伴児童への支援
- ・ アフターケアの実施
- ・ 様々な配慮を必要とする人々への支援

基本目標 3

安全・安心な暮らしの実現

- ・ 若年層への啓発
- ・ 県民への啓発
- ・ 相談窓口の周知
- ・ DV加害者に対する暴力抑止相談の実施

基本目標 4 民間団体・関係機関等との協働

- ・ 女性相談支援センターにおける総合的コーディネート
- ・ 関係機関等を交えたケース会議等の開催
- ・ DV対応と児童虐待対応との連携
- ・ SNS相談の実施
- ・ 気軽に立ち寄れる場の提供（再掲）
- ・ 一時保護委託の積極的な活用（再掲）

数値目標

- ・ 女性相談支援センターの相談員等を対象とした研修の実施回数 2回／年（R5） → 4回／年（毎年度）
- ・ 県主催の研修への参加市町数 15（R5） → 19（全市町）（毎年度）
- ・ DV・性暴力に関する若年層向け啓発講座の実施数 101講座（H30～R4） → 150講座（R6～R10） ※累計